**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区東川島町八八番地一一、最後の住所横浜市保土ケ谷区東川島町八八番地の一一　被相続人　亡　磯江　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

横浜市中区住吉町二丁目二二番地松栄関内ビル八〇二号室　相続財産管理人　弁護士　杉原　弘康

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区北嶺町八番地、最後の住所横浜市神奈川区白幡南町三四番Ａ－四〇一号　被相続人　亡　藤川　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

横浜市中区尾上町二丁目二七番　大洋建設関内ビル五階　相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区西原一丁目七九番地、最後の住所神奈川県座間市入谷四丁目二七四一番地の三　ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ座間谷戸山公園三一一号　被相続人　亡　石井　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

神奈川県相模原市南区鵜野森一丁目三二番四号　相続財産管理人　司法書士　比留川昇良

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県大月市富浜町鳥沢一九八〇番地二、最後の住所山梨県上野原市上野原一一八五番地　被相続人　亡　山田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

山梨県富士吉田市緑ヶ丘二丁目四番二七号　田幸ビル二階岡村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡村　光男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市北区上飯田北町四丁目七五番地四、最後の住所岐阜県可児市桜ケ丘六丁目一九二番地　被相続人　亡　田上　渡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

事務所岐阜県可児市恵土二二七四―七　たかい総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高井　克介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜市南殿町二丁目七番地、最後の住所岐阜市大洞柏台一丁目三番地一五　被相続人　亡　大洞　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

事務所岐阜市鷹見町一三番地丹下ビル二階　矢島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　誠一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県田原市高松町尾村崎八番地一、最後の住所静岡県菊川市丹野四二七番地の一五　被相続人　亡　渡邊　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二Ａ号室　相続財産管理人　弁護士　若狭　秀和

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市葵区与一四丁目三三五番地六三七、最後の住所静岡市葵区与一四丁目一一番九号　被相続人　亡　伊藤　千秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡はるひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　紀子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県春日井市六軒屋町字松山四〇番地五八、最後の住所東京都八王子市大和田町三丁目三番七―三〇八号　被相続人　亡　古田　賢司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二三番二三号リエトコート丸の内一〇〇一号ＴＯＭＯＳ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金森　拓也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市中央区下山手通七丁目七〇番地、最後の住所大阪府門真市北島町一一番六号　被相続人　亡　松原　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階　相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

## 第42期決算公告

平成29年12月20日
栃木県大田原市下石上2113番地8
**那須交通株式会社**
代表取締役社長　手塚　基文

**貸借対照表の要旨**（平成29年9月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 111,289,583 |
| | 固定資産 | 123,586,779 |
| | 合計 | 234,876,362 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 20,798,664 |
| | 固定負債 | 20,994,502 |
| | 株主資本 | 193,083,196 |
| | 資本金 | 28,000,000 |
| | 利益剰余金 | 165,083,196 |
| | 利益準備金 | 7,000,000 |
| | その他利益剰余金 | 158,083,196 |
| | （うち当期純利益） | (6,960,626) |
| | 合計 | 234,876,362 |

## 第35期決算公告

平成29年12月20日
栃木県那須塩原市三区町528番地11
**やしお観光バス株式会社**
代表取締役社長　手塚　基文

**貸借対照表の要旨**（平成29年9月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 159,196,941 |
| | 固定資産 | 164,169,123 |
| | 合計 | 323,366,064 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 64,279,368 |
| | 固定負債 | 74,998,880 |
| | 株主資本 | 184,087,816 |
| | 資本金 | 50,000,000 |
| | 利益剰余金 | 134,087,816 |
| | 利益準備金 | 5,412,500 |
| | その他利益剰余金 | 128,675,316 |
| | （うち当期純損失） | (51,584) |
| | 合計 | 323,366,064 |

## 第40期決算公告

平成29年12月26日
栃木県宇都宮市平出工業団地19番地8
**株式会社東野整備**
代表取締役社長　手塚　基文

**貸借対照表の要旨**（平成29年9月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 50,787,607 |
| | 固定資産 | 27,837,653 |
| | 合計 | 78,625,260 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,046,381 |
| | 固定負債 | 620,513 |
| | 株主資本 | 66,958,366 |
| | 資本金 | 30,000,000 |
| | 利益剰余金 | 36,958,366 |
| | 利益準備金 | 7,500,000 |
| | その他利益剰余金 | 29,458,366 |
| | （うち当期純損失） | (736,714) |
| | 合計 | 78,625,260 |